

独立行政法人農業生物資源研究所の 各事業年度に係る業務の実績に関する評価基準

平成18年10月18日
農林水産省独立行政法人評価委員会農業技術分科会

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第32条の規定に基づき、独立行政法人農業生物資源研究所（以下「法人」という。）における各事業年度に係る業務の実績について行う評価については、以下の基準による。

1 評価単位

評価を行う最小単位（以下、「評価単位」という。）は、原則として、中期計画の中項目とする。

ただし、「第3 予算（人件費の見積りを含む。）収支計画及び資金計画」、「第4 短期借入金の限度額」、「第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画」及び「第6 剰余金の使途」については、大項目を評価単位とする。なお、第4、第5及び第6については、実績があった場合に評価を行う。

また、中項目「第2 - 1 試験及び研究並びに調査」については、大課題（中期目標の最小区分）等を評価単位とする。

評価票及び上記に基づき設定した評価単位を付表1に示す。

2 評価指標

原則として、評価単位ごとに達成度合いを判断するための指標を設定し、これら指標に係る取り組み状況を勘案して評価を行う。指標は付表2に示す。

ただし、試験研究部分（中期計画「第2 - 1 試験及び研究並びに調査」をいう。以下同じ。）については、指標を定めず、年度計画に掲げられた内容を参考としつつ、中期計画に掲げられた内容に照らして評価を行う。

3 評価ランク

以下の5段階評価を基本とする。なお、評価のランク分けに当たり、Aランク（計画に対して業務が順調に進捗している）以外の評価を下した場合にはその理由を記述する。

- S：計画を大幅に上回る業績が挙がっている
- A：計画に対して業務が順調に進捗している
- B：計画に対して業務の進捗がやや遅れている
- C：計画に対して業務の進捗が遅れている
- D：計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている

4 評価手順

評価は以下の手順により行うものとする。

（1）評価単位における評価

評価単位における評価は、当該評価単位の業務実績、法人による自己評価結果及び前年度の評価での指摘事項への対応状況等を調査・分析しつつ、2の評価指標及び中期計画の内容に照らして評価を行う。

（2）評価単位の評価結果とウエイトによる上位項目の評価ランク算出

評価単位より上位の項目（大項目等）及び機関の総合評価に当たっては、評価単位におけるすべての評価結果を反映し、かつ項目間における業務の性質の相違を考慮するため、以下のとおり、上位項目の評価ランクを算出し、それを勘案して評価を行う

こととする。

ア 各段階の評価結果を以下の基準により点数化する。

S : 4点 A : 3点 B : 2点 C : 1点 D : 0点

イ 評価単位から大項目までの各段階で項目間のウエイトを設定し、アにおける点数をウエイトに基づき加重平均することにより上位の項目の点数を算出する。ウエイトは各項目における関連する予算額等を考慮して農業技術分科会が設定する。

ウ イで算出した点数を以下によりランク分けする。

点数によるランク分けの基準

3.5以上	S	2.5以上3.5未満	A	1.5以上2.5未満	B
0.5以上1.5未満	C	0.5未満	D		

(3) 大項目の評価及び総合評価

大項目の評価は、(2)の結果と特筆すべき業績（学術的・社会的インパクトの大きい）等を総合的に勘案して行うとともに、当該評価を下すに至った理由及び所見を記述するものとする。

機関の総合評価は、(2)の結果と研究機関としての使命を踏まえた特筆すべき業績（学術的・社会的インパクトの大きい）等を総合的に勘案して行うとともに、当該評価を下すに至った理由を記述し、併せて必要に応じ、業務内容の改善に関する勧告を記述するものとする。

5 法人による自己評価

(1) 自己評価の実施

法人は、農業技術分科会の評価を受けようとするときは、本基準に定める方法により自己評価を行い、その結果を、業務実績報告とあわせ、農業技術分科会に提出するものとする。

(2) 自己評価の方法

法人は、試験研究部分について、大課題及び中課題（中期計画における最小区分）ごとに自己評価を行うこととする。ただし、農業技術分科会が行う評価に支障がない範囲で、当該年度の研究実績に応じて、効率的に評価を行える区分を設定できるものとする。試験研究部分以外については、原則として1の評価単位ごとに自己評価を行うこととする。

自己評価を行う際は、2の評価指標、3の評価ランクに沿って実施するものとする。

6 その他

本基準は、必要に応じ、農業技術分科会の合意を得て、変更することができるものとする。

平成 年度 農業生物資源研究所業務実績評価票

独立行政法人 農業生物資源研究所

区分	評価ランク	コメント
総合評価		
第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置		
1 - 1 評価・点検の実施と反映		
1 - 2 研究資源の効率的利用及び充実・高度化		
1 - 3 研究支援部門の効率化及び充実・高度化		
1 - 4 産学官連携、協力の促進・強化		
1 - 5 海外機関及び国際機関等との連携の促進・強化		
第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置		
2 - 1 試験及び研究並びに調査(別紙)		
2 - 2 研究成果の公表、普及の促進		
2 - 3 専門研究分野を活かしたその他の社会貢献		
第3 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画		
第4 短期借入金の限度額		
第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画		
第6 剰余金の使途		
第7 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項等		
7 - 1 施設及び設備に関する計画		
7 - 2 人事に関する計画		
7 - 3 情報の公開と保護		
7 - 4 環境対策・安全管理の推進		

(注1)評価ランク欄に 印があるものは評価を行う最小単位(評価単位)である。

(注2)コメント欄の記述内容は次のとおり

総合評価:評価ランクの理由、必要に応じ勧告を記述

大項目評価:評価ランクの理由及び所見を記述

中項目以下の評価:評価ランクの理由を記述

独立行政法人 農業生物資源研究所

区分	評価ランク	コメント
第2 - 1 試験及び研究並びに調査		_____
A アグリバイオリソースの高度化と活用研究		
B ゲノム情報と生体情報に基づく革新的農業生産技術の研究開発		_____
1) イネの環境適応機構の解明と利用技術の開発		
2) 昆虫の環境適応機構の解明と制御技術の開発		
3) 家畜の発生分化・行動の生体制御機構の解明		
4) 生物間相互作用の解明と制御技術の開発		
5) ゲノム情報に基づくタンパク質の構造と機能の解明		
C バイオテクノロジーを活用した新たな生物産業の創出を目指した研究開発		_____
1) バイオテクノロジーによる有用物質生産技術の開発		
2) シルクテクノロジーによる生活・医療素材の開発		

**独立行政法人農業生物資源研究所の評価基準における指標
(中期計画第1、第2 2~3、第3~第7部分)**

中期計画	評価単位ごとの指標 (評価のポイント)	参考(18年度計画)
第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置		第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
<p>運営費交付金を充当して行う事業については、業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費については、中期目標期間中、毎年度平均で少なくとも前年度比3%の削減を行うほか、業務経費については、中期目標期間中、毎年度平均で少なくとも前年度比1%の削減を行う。</p> <p>また、人件費については、行政改革の重要方針(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、今後5年間において、5%以上の削減(退職金及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。)を行うとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえて、役職員の給与について必要な見直しを進める。</p>	(第3と一括して評価)	
<p>1. 評価・点検の実施と反映</p> <p>業務の質の向上と、より一層の効率的な運営を図るため、毎年度、業務の運営状況、研究内容について、自ら評価・点検を行う。その実施に当たっては、外部専門家・有識者の活用等により客観性、信頼性を確保する。</p> <p>研究開発の加速・深化を図るという観点から、評価・点検制度を整備・充実させる。また、情報基盤の整備、評価資料の効率的活用により、評価・点検システム全体の効率化を図る。</p> <p>研究内容の評価・点検においては、農業その他の関連産業、国民生活等への社会的貢献を図る観点から、できるだけ具体的な指標を設定して取り組む。また、研究の質と量や達成度に加えて、研究成果の普及・利用状況の把握、投入した研究資源の有効性を判断するための費用対効果の視点や研究成果の波及効果を加味した評価・点検方法への見直しを行い、評価基準を明確に示す。</p> <p>評価・点検結果は、独立行政法人評価委員会の評価結果と併せて、業務運営に反映させる基本的考え方や具体的方法を明確にし、業務運営に的確に反映させる。</p>	<p>(指標1-1)</p> <p>ア 効率的な自己評価・点検の体制整備が行われ、客観性、信頼性の高い評価・点検が実施されているか。</p> <p>イ 研究成果の普及・利用状況の把握が適切に行われているか。</p> <p>ウ 研究資源の投入と成果の分析が適切に実施されているか。</p> <p>エ 評価・点検結果の反映方針が明確にされているか。また、実際に反映されているか。</p>	<p>1. 評価・点検の実施と反映</p> <p>外部専門家・有識者による評価助言会議等の自己評価・点検に係る諸会議を開催し、業務の運営状況、研究成果について評価・点検を行う。</p> <p>評価・点検システム全体の見直しを行い、システムの効率化に必要な情報基盤の整備や評価資料の効率的活用等を図る。</p> <p>研究内容の評価・点検においては、研究の質と量や達成度に加えて、研究成果の普及・利用状況の把握、投入した研究資源の有効性を判断するための費用対効果等の視点から評価・点検方法の見直しを行い、評価基準の明確化を図る。</p> <p>評価・点検結果並びに独立行政法人評価委員会の評価結果を業務運営に反映させる基本的考え方や具体的方法等を明確にし、業務運営に的確に反映させる。</p> <p>職員の評価については、その基準を明確にする。</p> <p>研究職員の評価は評価者と被評価者のコミュニケーションツールとして有効に活用するとともに、評価結果を研究資源の配分や待遇等へ適切</p>

研究成果や業務の質の向上に、職員の能力を最大限に活かすため、職員の評価は明確に示した基準に基づき行う。

研究職員の評価については不断の見直しを行い、評価者と被評価者のコミュニケーションツールとして有効に活用するとともに、評価結果を研究資源の配分や待遇等へ適切に反映させる。また、一般職員等については、組織の活性化と実績の向上を図る等の観点から、新たな評価制度を導入する。

2. 研究資源の効率的利用及び充実・高度化

(1) 研究資金

研究所に求められる、革新的な農業生産技術の開発や新たな生物産業の創出に関する基礎的研究等の分野のニーズを的確に把握することにより、研究課題の重点化を図り、研究資金の重点的な配分を行う。

農政上及び科学技術政策上の重要課題として国から受託するプロジェクト研究等について重点的に実施する。

研究の推進を加速するため、競争的研究資金等の外部資金への積極的な応募を奨励、支援し、研究資金の充実を図る。

研究課題の評価結果の研究資金配分への効果的な反映等、研究資金の配分・活用を効率的に行うことにより、研究活動を活性化させ研究成果の向上を図る。

(2) 研究施設・設備

老朽化の現状や研究の重点化に即した研究施設・設備の計画的な整備を行う。

施設利用の基準を策定し施設の有効利用を促進するとともに、光熱水料等の施設運転経費の効率化に努める。

個々の施設・機械の機能について広く周知し共同利用に努めるとともに、「利用委員会」を設け、コスト意識の醸成を図りつつ、適切な管理・運営により施設・機械の有効かつ効率的な利用を促進する。また、開放型研究施設（オープンラボ）等に関する情報の公開に努める。

(3) 組織

権限と責任を明確にした運営を行い、意思決定の迅速化を図る。

中期目標を着実に達成するため、集中的・重点的に取り組む研究テーマを担う研究単位を機動的に配置する。

研究組織に対する評価を行い、その結果を踏まえて、政策的要請や社会的ニーズに適切に対応するため、機動的かつ柔軟に組織の見直しを行う。

つくば市本部とは別に研究施設・設備等を設置・運営している長野県松本

才 研究職員の業績評価が適切に行われているか。また、待遇等への反映に向けた取り組みが行われているか。

力 一般職員を対象とした評価制度の導入に向けた取り組みが行われているか。

(指標1-2)

ア 運営費交付金の重点配分、国の委託プロジェクト研究の重点実施が行われているか。

イ 競争的研究資金等の外部資金の獲得に向けた十分な取り組みが行われ、獲得金額が増加しているか。

ウ ミッションの達成に向けた施設・整備の計画的整備が行われているか。

エ 研究施設・整備の共同利用の促進、施設運転経費の効率化の取り組みが適切に行われているか。

オ 集中的・重点的に取り組む研究テーマを担う研究単位の配置、政策的要請や社会的ニーズに対応するための組織の見直しの取り組みが行われているか。

カ 長野県松本市、岡谷市及び山

に反映させるため、研究職員の評価について見直しを行う。また、一般職員については、組織の活性化と実績の向上を図る等の観点から、新たな評価制度の検討を行う。

2. 研究資源の効率的利用及び充実・高度化

(1) 研究資金

研究所に求められる、革新的な農業生産技術の開発や新たな生物産業の創出に関する基礎的研究等の分野のニーズを的確に把握することにより、研究課題の重点化を図り、研究資金の重点的な配分を行う。

農政上及び科学技術政策上の重要課題として国から受託するプロジェクト研究等について重点的に実施する。

研究の推進を加速するため、競争的研究資金等の外部資金への積極的な応募を奨励、支援し、研究資金の充実を図る。

研究課題の評価結果の研究資金配分への効果的な反映等、研究資金の配分・活用を効率的に行うことにより、研究活動を活性化させ研究成果の向上を図る。

(2) 研究施設・設備

老朽化の現状や研究の重点化に即した研究施設・設備の計画的な整備を行う。

施設利用の基準を策定し施設の有効利用を促進することにより、光熱水料等の施設運転経費の効率化に努める。

主要な施設・機械の機能について広く周知し共同利用に努めるとともに、「利用委員会」を設け、コスト意識の醸成を図りつつ、適切な管理・運営により施設・機械の有効かつ効率的な利用を行う。また、開放型研究施設（オープンラボ）等に関する情報の公開に努める。

(3) 組織

権限と責任を明確にした組織体制の整備と運営を行い、意思決定の迅速化を図る。

中期目標を着実に達成するため、集中的・重点的に取り組む研究テーマを担う研究単位を機動的に配置する。

評価結果等を踏まえて機動的かつ柔軟に組織の見直しを行うため、研究組織に対する評価を行う。

つくば市本部とは別に研究施設・

市、岡谷市及び山梨県小淵沢町にそれぞれ所在する3研究チームにおける事務及び事業については、再編統合を図る。

(4) 職員の資質の向上

人材育成プログラムを策定し、計画的な人材育成を図る。

研究職員に対し競争的・協調的環境を醸成し、インセンティブを効果的に付与する。また、他の独立行政法人を含む研究機関等の円滑な人材交流を行う。

業務の遂行に必要な能力をかん養し、優れた人材を養成するため、業務上必要な各種研修に職員を積極的に参加させるとともに、資質向上に必要な制度の充実を図る。また、業務上必要な資格取得を支援する。

農林水産省等との人材交流を通して、研究管理能力やプロジェクトマネジメント能力を有する人材の養成を図る。

若手職員の養成プログラムを策定し、計画的な人材養成を図る。また、各種制度を積極的に活用して研究職員の在外研究を計画的に実施する。

梨県小淵沢町に所在する3研究チームの再編統合に向けた具体的な計画が策定されているか。

設備等を設置・運営している長野県松本市、岡谷市及び山梨県北杜市にそれぞれ所在する3研究チームにおける事務及び事業については、新蚕糸技術（シルクテクノロジー）に関する研究が重要となっていることから、そのニーズに責任を持って対応できる体制を整備する。また、その業務を効率的・効果的かつ確実に実施する観点から、中期目標の期間における当該組織の再編統合等の具体的な計画を策定する。

(4) 職員の資質の向上

人材育成プログラムを作成し、計画的な人材育成を図る。

研究職員に対し競争的・協調的環境を醸成し、インセンティブを効果的に付与する。また、他の独立行政法人を含む研究機関等との円滑な人材交流を行う。

業務上必要な各種研修に職員を積極的に参加させるとともに、資質向上に必要な制度の充実を図る。

農林水産省等との人材交流を通して、研究管理能力やプロジェクトマネジメント能力を有する人材の養成を図る。

若手職員の養成プログラムを策定し、計画的な人材養成を図る。また、各種制度を積極的に活用して研究職員の在外研究を計画的に実施する。

3. 研究支援部門の効率化及び充実・高度化

農林水産省研究ネットワーク等を活用して、研究情報の収集・提供業務の効率化、充実・強化を図るとともに、情報共有システムの運用により研究所全体の情報共有の促進及び業務の効率化を図る。

総務部門の業務については、隔地研究チームの再編統合に合わせ総務分室の整理・統合を行う。また、所内ネットワーク、会計システム等の積極的活用により、管理事務業務を効率化し、一元的に管理できるように努める。

現業業務部門の業務については、高度な専門技術・知識を要する分野に重点化するとともに、業務科体制の見直しを行うことにより、研究支援業務の効率化、充実・強化を図る。

研究支援業務全体を見直し、極力アウトソーシングを推進する等により、研究支援部門の要員の合理化に努める。

研究所及び個人の研究活動を適正に評価し、研究の活性化を促進する評価機能、研究成果を効率的に社会に発信、還元させる社会連携機能、情報発信と双向コミュニケーションを通じ国民の理解を促進する広報機能等、新たな

(指標1-3)

ア 研究情報の収集、情報共有システム等による法人全体での情報共有促進の取り組みは適切に行われているか。

イ 総務部門について、総務分室の整理・統合に向けた検討や管理事務業務の効率化が図られているか。

ウ 現業業務を高度な専門技術・知識を要する分野に重点化するための見直し、アウトソーシング推進に向けた取り組みが行われているか。

エ 評価機能、社会連携機能、広報機能等の社会要請に対応した研究支援部門の充実・強化のための組織が設置されているか。

3. 研究支援部門の効率化及び充実・高度化

研究情報の収集・提供業務の効率化、充実・強化を図るとともに、情報共有システムの運用により研究所全体の情報共有の促進及び業務の効率化を図る。

総務部門の業務については、隔地研究チームの再編統合に合わせ総務分室の整理・統合を検討する。また、所内ネットワーク、会計システムの積極的活用により、管理事務業務を効率化し、一元的管理に努める。

現業業務部門の業務については、高度な専門技術、知識を要する分野に重点化するとともに、業務科体制の見直しを行うことにより、研究支援業務の効率化、充実・強化を図る。

研究支援業務全体を見直し、常勤職員が担う業務、臨時職員が担う方が効率的な業務及びアウトソーシングする方が効率的な業務を整理し、研究支援部門の要員の合理化に努める。

研究所及び個人の研究活動を適正に評価し、研究の活性化を促進する評価機能、研究成果を効率的に社会に発信、還元させる社会連携機能、

<p>社会要請に対応した研究支援部門の充実・強化を図るため、対応する組織を設置する。</p>		<p>情報発信と双方向コミュニケーションを通じ国民の理解を促進する広報機能等、新たな社会要請に対応した研究支援部門の充実・強化を図るため、対応する組織を設置する。</p>
<p>4. 産学官連携、協力の促進・強化 バイオテクノロジー研究の中核機関として、独創的で質の高い農業技術シーズの創出と研究成果の民間企業等への迅速かつ確実な移転を図るため、共同研究を推進し、人材交流等による産学官の連携及び協力を強力に実施する。 社会ニーズに対応した研究開発を図るため、研究開発の初期の段階から民間企業等との共同研究を行う。 ジーンバンク事業等の他の独立行政法人との連携・協力を必要とする業務については、そのための連絡調整を緊密に行う。 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が行う多様な専門知識を融合した総合的な研究に必要に応じて協力する。 独立行政法人国際農林水産業研究センターが実施する国際共同研究に必要に応じて協力する。 公立機関、民間企業等からの放射線照射依頼については、積極的に対応する。 関係機関の参加を求めて、相互の連携・協力のあり方等につき意見交換を行う。</p>	<p>(指標1-4) ア 他法人、民間企業等との共同研究、人材交流等による産学官の連携・協力が行われ、その成果が出ているか。</p> <p>イ 農業・食品産業技術総合研究機構の総合的研究や国際農林水産業研究センターの国際共同研究との連携は十分に行われているか。</p> <p>ウ 放射線照射依頼への対応は十分に行われているか。</p>	<p>4. 産学官連携、協力の促進・強化 バイオテクノロジー研究の中核機関として、独創的で質の高い農業技術シーズの創出と研究成果の民間企業等への迅速かつ確実な移転を図るため、共同研究を推進し、人材交流等による産学官の連携及び協力を強力に実施する。 社会ニーズに対応した研究開発を図るため、研究開発の初期の段階から民間企業等との共同研究を行う。 ジーンバンク事業等の他の独立行政法人との連携・協力を必要とする業務については、そのための連絡調整を緊密に行う。 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が行う多様な専門知識を融合した総合的な研究に必要に応じて協力する。 独立行政法人国際農林水産業研究センターが実施する国際共同研究に必要に応じて協力する。 公立機関、民間企業等からの放射線照射依頼については、積極的に対応する。 関係機関の参加を求めて、相互の連携・協力のあり方等につき意見交換等を行う。</p>
<p>5. 海外機関及び国際機関等との連携の促進・強化 イネゲノム研究等の成果を基に、国際機関等との包括的研究協定や国際機関が実施する国際的プロジェクト研究への参画等を通して、国際的な課題の解決への取組を強化する。 ポスト・イネゲノムシーケンス研究等において国際的優位性を確保するため、ゲノムリソース等の研究開発資源を有効に活用し、中核となって関連国際研究機関や研究者との連携を強化する。</p>	<p>(指標1-5) 国際研究機関や研究者との共同研究、連携強化が十分に行われ、その成果が出ているか。</p>	<p>5. 海外機関及び国際機関等との連携の促進・強化 イネゲノム研究等の成果を基に、国際機関等との包括的研究協定や国際機関が実施する国際的プロジェクト研究への参画等を通して、国際的な課題の解決への取組を強化する。 ポスト・イネゲノムシーケンス研究等において国際的優位性を確保するため、ゲノムリソース等の研究開発資源を有効に活用し、中核となって関連国際研究機関や研究者との連携を強化する。</p>
<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1. 試験及び研究並びに調査(略)</p> <p>2. 研究成果の公表、普及の促進 (1) 国民との双方向コミュニケーションの確保</p>	<p>(指標2-2)</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1. 試験及び研究並びに調査(略)</p> <p>2. 研究成果の公表、普及の促進 (1) 国民との双方向コミュニケーションの確保</p>

国民に対する説明責任を認識し、下記の双方向コミュニケーションを図る。
情報発信のための組織体制を整備し、ホームページ、パンフレット、マスメディア等を活用して効果的な情報発信を行う。

効果的なコミュニケーションを行うためのスキルアップマニュアルを作成し、活用する。

遺伝子組換え技術等を活用した先端的な研究活動については、その情報の発信の中核となる組織を設置し、国民との双方向コミュニケーションを図る。また、農業分野のバイオテクノロジー研究、特にパブリックアクセプタンス等に関する調査を行う。

一般市民向けの説明会や成果発表会等市民参加型イベントを開催して、消費者の理解促進に取り組む。

一般消費者、農業生産現場からの研究に関するニーズを把握するためのシステムを構築する。

(2) 成果の利活用の促進

農林水産業における生産活動を通じた社会への貢献（農業生産への貢献）及び社会に直接の利便をもたらすことができる産業技術開発への貢献（生物産業への貢献）につながる成果（普及に移しうる成果）を、外部評価に基づき中期目標の期間内に10件以上創出する。

成果の受容者には、多様な媒体を通じて成果情報を伝えるように努める。

各種研究成果を分かりやすい知的基盤データベースとして構築し、公開データとしてホームページ上で発信するとともに、バイオテクノロジー研究の中核機関として利活用のセンター機能を発揮する。

これまで研究所に蓄積してきた遺伝資源やゲノムリソースを国内外に積極的に提供する。

研究所の成果を活用したベンチャー育成促進に向けた環境の一層の整備を図る。

(3) 成果の公表と広報

研究成果は国内外の学会、シンポジウム等で発表するとともに、中期目標の期間内に1,460報以上の査読論文の発信を目指す。また、論文の量と併せて質の向上を図り、その成果を国際的に注目度の高い学術雑誌等に積極的に発表する。中期目標期間内の全発表論文のインパクトファクター（IF）総合計値3,300以上を目指す。

研究成果が専門家のみならず、広く一般の国民にも理解されるよう、中期目標期間中に100回以上のプレスリリースを行う等、プレス発表によるマスメディアを通じた広報やホームページ、具体的な展示等を通じた一般公開等の様々な広報手段を活用し、分かりやす

ア ホームページ等を活用した効果的な情報発信が行われているか。

イ スキルアップマニュアルが作成・活用されているか。

ウ 遺伝子組換え技術等について、国民との双方向コミュニケーションを確保しているか。

エ パブリックアクセプタンス等に関する調査は行われているか。

オ 説明会やイベント等を開催するなど、消費者の理解を得るために取り組みが十分に行われているか。

カ 研究ニーズを把握するためのシステム構築に向けた検討が行われているか。

キ 普及に移しうる成果に関する数値目標達成に向けた進捗はどうか。

ク 研究成果の知的基盤データベース化、遺伝資源やゲノムリソースの積極的な提供等による成果の利活用の促進の取り組みは十分行われているか。

ケ ベンチャー育成に向けた環境は整備されているか。

コ 論文の公表やIFに関する数値目標達成に向けた進捗はどうか。

サ 研究成果に関する情報提供と公開は適切に行われたか。プレスリリースに関する数値目標達成に向けた進捗はどうか。

情報発信のための組織体制を整備し、ウェブサイト、パンフレット、マスメディア等を活用して効果的な情報発信を行う。

効果的なコミュニケーションを行うためのスキルアップマニュアルを作成し、活用する。

遺伝子組換え技術等を活用した先端的な研究活動については、その情報等の発信の中核となる組織を設置し、国民との双方向コミュニケーションを図る。また、農業分野のバイオテクノロジー研究、特にパブリックアクセプタンス等に関する調査を行う。

一般市民向けの説明会や成果発表会等市民参加型イベント等を開催して、消費者の理解促進に取り組む。

一般消費者、農業生産現場からの研究に関するニーズを把握するためのシステムの検討を行う。

(2) 成果の利活用の促進

農林水産業における生産活動を通じた社会への貢献（農業生産への貢献）及び社会に直接の利便をもたらすことができる産業技術開発への貢献（生物産業への貢献）につながる成果（普及に移しうる成果）を、外部評価に基づき中期目標の期間内に2件以上（中期目標期間中に10件以上）創出する。

成果の受容者には、多様な媒体を通じて成果情報を伝えるように努める。

各種研究成果を分かりやすい知的基盤データベースとして構築し、公開データとしてウェブサイト上で発信するとともに、バイオテクノロジー研究の中核機関として利活用のセンター機能を発揮する。

これまで研究所に蓄積してきた遺伝資源やゲノムリソースを国内外に積極的に提供する。

研究所の成果を活用したベンチャー育成促進に向けた環境の一層の整備を図る。

(3) 成果の公表と広報

研究成果は国内外の学会、シンポジウム等で発表するとともに、292報以上（中期目標の期間内に1,460報以上）の論文（査読あり）の発信を目指す。また、論文の量と併せて質の向上を図り、その成果を国際的に注目度の高い学術雑誌等に積極的に発表する。全発表論文のインパクトファクター（IF）総合計値660以上（中期目標期間内の総合計値3,300以上）を目指す。

研究成果が専門家のみならず、広く一般の国民にも理解されるよう、プレス発表によるマスメディアを通じた広報やウェブサイト、具体的な展示等を通じた一般公開等の様々な

い広報活動を推進する。

(4) 知的財産権等の取得と利活用の促進

研究成果の実用化のために不可欠な特許の戦略的取得を目指し、中期目標期間内に200件以上の国内特許を出願するとともに、取得した特許については許諾状況等を踏まえ定期的な見直しを行う。

出願した特許等は、自ら積極的に公開し技術移転に努めるとともに、農林水産大臣が認定した技術移転機関(TLO)を通じた技術移転を図り、中期目標期間を通して6%以上の許諾率を目指す。

先端技術により得られた育種素材等については、MTA(材料等移転合意書)等を交わすことによって権利を確保しつつ、優良品種の育成のために積極的に提供する。また、育種研究の成果については、利用促進を図るため、中期目標の期間内に10件以上の新品種及び中間母本の登録出願を行う。

3. 専門分野を活かしたその他の社会貢献

(1) 分析、鑑定

行政、各種団体、大学等の依頼に応じ、研究所の所有する高い専門知識が必要とされ、他の機関では実施が困難な分析、鑑定を実施する。

(2) 講習、研修等の開催

講習会、講演会等を積極的に開催するとともに、国や団体等が主催する講習会等に積極的に協力する。

国公立機関、大学、海外機関等外部機関からの研修生を積極的に受け入れ、人材育成、技術水準の向上、技術情報の移転を図る。

(3) 行政との連携

農業分野のバイオテクノロジー研究の中核機関として、政府の委員会、会議等に職員を派遣するとともに、政府の行う科学技術に関する国際協力、交流に中期目標期間中に50人以上の専門家を派遣する等の協力を行う。また、行政等の要請に応じて技術情報を適切に提供する。

(4) 国際機関、学会等への協力

研究所に蓄積された知的資産を社会に還元するため、学会等への委員の派遣等を積極的に行い、社会への知的貢献を果たす。また、OECD等の国際機関の要請に応じて専門家を派遣することにより、国際的貢献を果たす。

広報手段を活用し、分かりやすい広報活動を推進する。20回以上(中期目標期間中に100回以上)のプレスリリースを行う。

(4) 知的財産権等の取得と利活用の促進

研究成果の実用化のために不可欠な特許の戦略的取得を目指し、40件以上(中期目標期間内に200件以上)の国内特許を出願するとともに、取得した特許については許諾状況等を踏まえ定期的な見直しを行う。

出願した特許等は、自ら積極的に公開し技術移転に努めるとともに、農林水産大臣認定TLO(技術移転機関)を通じた技術移転を図り、6%以上の許諾率を目指す。

先端技術により得られた育種素材等については、MTA(材料等移転合意書)等を交わすことによって権利を確保しつつ、優良品種の育成のために積極的に提供する。また、育種研究の成果については、利用促進を図るため、2件以上(中期目標の期間内に10件以上)の新品種及び中間母本の登録出願を行う。

シ 特許出願に関する数値目標達成に向けた進捗はどうか。また許諾状況等を踏まえた見直しは行われているか。

ス 許諾率に関する数値目標は達成しているか。

セ 育種に関する数値目標達成に向けた進捗はどうか。

(指標2-3)

ア 行政等の依頼に応じ、専門知識を必要とする分析・鑑定が適切に行われたか。

イ 講習、研修等の開催、国等の委託講習の受託や講師派遣、研修生の受け入れ等が積極的に行われたか。

ウ 国際協力、交流に対する専門家の派遣に関する数値目標達成に向けた進捗はどうか。

エ 国際機関の要請に応じた専門家の派遣など国際貢献が適切に行われているか。

3. 専門分野を活かしたその他の社会貢献

(1) 分析、鑑定

行政、各種団体、大学等の依頼に応じ、研究所の所有する高い専門知識が必要とされ、他の機関では実施が困難な分析、鑑定を実施する。

(2) 講習、研修等の開催

講習会、講演会等を積極的に開催するとともに、国や団体等が主催する講習会等に積極的に協力する。

国公立機関、大学、海外機関等外部機関からの研修生を積極的に受け入れ、人材育成、技術水準の向上、技術情報の移転を図る。

(3) 行政との連携

農業分野のバイオテクノロジー研究の中核機関として、政府の委員会、会議等に職員を派遣するとともに、政府の行う科学技術に関する国際協力、交流に10人以上(中期目標期間中に50人以上)の専門家を派遣する等の協力を行う。また、行政等の要請に応じて技術情報を適切に提供する。

(4) 国際機関、学会等への協力

研究所に蓄積された知的資産を社会に還元するため、学会等への委員の派遣等を積極的に行い、社会への知的貢献を果たす。また、OECD等の国際機関の要請に応じて専門家を派遣することにより、国際的貢献を果たす。

<p>第3 予算(人件費の見積りを含む。)収支計画及び資金計画</p> <p>1. 予算 平成18年度～平成22年度予算</p> <p>[人件費の見積り] 期間中総額17,149百万円を支出する。 ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用であり、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分は含んでいない。</p> <p>2. 収支計画 平成18年度～平成22年度収支計画</p> <p>3. 資金計画 平成18年度～平成22年度資金計画</p>	<p>(指標3)</p> <p>ア 法人経営に係る具体的方針が明確にされているか。また、方針どおりに実行され、改善効果が現れているか。</p> <p>イ 法人予算全体の人件費（業績評価を勘案した役員報酬を含む）、業務経費、一般管理費等法人運営における予算配分の方針について、重点配分方針を打ち出すなど明確にされているか。また、実績についても明確にされているか。</p> <p>ウ 競争的研究資金等の外部資金の獲得に向けた十分な取り組みが行われ、獲得金額が増加しているか。 【指標1-2のイと同じ】</p> <p>エ 法人における知的財産権等実施料収入等自己収入増加に向けた具体的方針が明確にされているか。また、方針どおりに実行され、その効果が現れているか。</p> <p>オ 法人における運営費交付金及び受託収入の外部委託費の内訳と委託に係る成果、外部委託に係る考え方が明記されているか。</p> <p>カ 法人における経費削減に向けた具体的方針が明確にされているか。また、方針どおりに実行され、その効果が現れているか。</p> <p>キ 法人における経営管理体制（内部統制、監査体制、契約方針、監督・検査体制を含む）の方針が明確にされているか。また、方針どおりに実行され、その効果が現れているか。</p>	<p>第3 予算(人件費の見積りを含む。)収支計画及び資金計画</p> <p>18年度予算額については、適切な業務運営に努め、効率的に執行する。</p> <p>1. 予算 2. 収支計画 3. 資金計画</p>
<p>第4 短期借入金の限度額</p> <p>中期目標の期間中の各年度の短期借入金は、7億円を限度とする。 想定される理由：運営費交付金の受入れの遅延</p>	<p>(指標4)</p> <p>短期借入を行った場合、その理由、金額、返済計画等が適切か。</p>	
<p>第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画なし</p>	<p>(指標5)</p>	
<p>第6 剰余金の使途</p> <p>ゲノム情報と生体情報に基づく革新</p>	<p>(指標6)</p> <p>剰余金が適正な使途に活用されているか。また、それにより成果</p>	

<p>的農業生産技術の研究開発等に関する試験研究の充実・加速及びそのために必要な研究用機器の更新・購入等に使用する。</p>	<p>が出てるか。</p>	
<p>第7 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項等</p> <p>1. 施設及び設備に関する計画 業務の適切かつ効率的な実施の確保のため、業務実施上の必要性及び既存の施設、設備の老朽化等に伴う施設及び設備の整備改修等を計画的に行う。</p> <p>平成18年度～平成22年度施設、設備に関する計画</p>	<p>(指標7-1) ミッションの達成に向けた施設・設備の計画的整備が行われているか。 【指標1-2のウと同じ】</p>	<p>第4 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項等</p> <p>1. 施設及び設備に関する計画 電力関連設備改修により施設の老朽化対策を行う。</p> <p>[18年度予算(施設整備費補助金)] 高圧受変電設備改修 370,014千円</p>
<p>2. 人事に関する計画 (1) 人員計画</p> <p>方針 効率的・効果的な業務の推進が図られるように研究管理支援部門の組織体制を見直し、適切な職員の配置を行う。また、研究分野の重点化や研究課題を着実に推進するための組織体制を整備し、職員を重点的に配置する。</p> <p>人員に係る指標 期末の常勤職員数は、期初職員相当数を上回らないものとする。 (参考：期初の常勤職員相当数 424名、期末の常勤職員数の見込み 402名)</p> <p>(2) 人材の確保</p> <p>研究職員の採用に当たっては、任期制の活用、公募等により、研究所の研究推進に必要な優れた人材を確保するとともに、適切な人材養成を行う。</p> <p>研究リーダーについては、広く研究所内外から優れた人材を確保するため、公募方式を積極的に活用する。</p> <p>女性研究者の採用に関しては、応募者に占める女性割合と、採用者に占める女性割合とでかい離が生じないよう努める。</p> <p>次世代育成支援行動計画に基づき、仕事と子育てを両立しやすい雇用環境の整備に努める。</p>	<p>(指標7-2)</p> <p>ア 法人内の役割分担の見直し、組織再編・人員配置が適切に行われているか。</p> <p>イ 期末の常勤職員数が、期初職員相当数を上回っていないか。</p> <p>ウ 任期付雇用、研究リーダーの公募等を活用し、長期的視点に立った人材確保の取り組みを行っているか。</p> <p>エ 女性研究者の応募に占める割合と採用に占める割合でかい離が生じていないか。</p> <p>オ 仕事と子育てを両立しやすい雇用環境の整備に向けた取り組みが行われているか。</p>	<p>2. 人事に関する計画 (1) 人員計画</p> <p>方針 効率的・効果的な業務の推進が図られるように研究管理支援部門の組織体制を見直し、適切な職員の配置を行う。また、研究分野の重点化や研究課題を着実に推進するための組織体制を整備し、職員等を重点的に配置する。</p> <p>人員に係る指標 平成18年度の常勤職員数は、中期目標期間の期初を上回らないものとする。</p> <p>(2) 人材の確保</p> <p>研究職員の採用に当たっては、任期制の活用、公募等により、研究所の研究推進に必要な優れた人材を確保するとともに、適切な人材養成を行う。</p> <p>研究リーダーについては、広く研究所内外から優れた人材を確保するため、公募方式を積極的に活用する。</p> <p>女性職員の採用に関しては、応募者に占める女性割合と、採用者に占める女性割合とでかい離が生じないよう努める。</p> <p>次世代育成支援行動計画に基づき、仕事と子育てを両立しやすい雇用環境の整備に努める。</p>
<p>3. 情報の公開と保護 研究所の諸活動の社会への説明責任を果たすため、開示請求への適正かつ迅速な対応を行う。</p> <p>個人の権利、利益を保護するため、研究所における個人情報の適正な取扱いを推進するとともに、個人情報の本人からの開示等請求や苦情処理に適切かつ迅速に対応する。</p>	<p>(指標7-3)</p> <p>ア 社会への説明責任の観点から、情報提供の充実の取り組みが行われているか。また、開示請求に適切に対応しているか。</p> <p>イ 個人情報の取扱いは適切になされているか。</p>	<p>3. 情報の公開と保護 研究所の諸活動の社会への説明責任を果たすため、開示請求への適正かつ迅速な対応を行う。</p> <p>個人の権利、利益を保護するため、研究所における個人情報の適正な取扱いを推進するとともに、個人情報の本人からの開示等請求や苦情処理に適切かつ迅速に対応する。</p>

<p>4. 環境対策・安全管理の推進</p> <p>職員全員が安全衛生に関する責任と意識を持つよう、事故及び災害を未然に防止するための安全教育を実施する。</p> <p>研究所の研究活動に伴うリスクを把握し、それに対応できる安全管理体制を整備するとともに、職員への教育・指導等により放射性同位元素や遺伝子組換え生物等の適正な管理に努める。</p> <p>既存設備の運転状況等を把握し、省エネルギー機器及び設備の導入を検討し、省エネルギーにつながる改修計画を作成する。</p> <p>物品の購入契約等に当たっては、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）や資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）に基づく環境物品等の調達・工事の推進を図る。</p>	<p>（指標7-4）</p> <p>ア 職員に対する事故・災害に関する安全教育は適切に行われているか。</p> <p>イ 放射性同位元素や遺伝子組換え生物等の管理が適正に行われているか。</p> <p>ウ 省エネルギーに向けた改修計画は作成されているか。</p> <p>エ 環境物品等の調達・工事の推進状況はどうか。</p>	<p>4. 環境対策・安全管理の推進</p> <p>職員全員が安全衛生に関する責任と意識を持つよう、事故及び災害を未然に防止するための安全教育を実施する。</p> <p>研究所の研究活動に伴うリスクを把握し、それに対応できる安全管理体制を整備するとともに、職員への教育・指導等により放射性同位元素や遺伝子組換え生物等の適正な管理に努める。</p> <p>既存設備の運転状況等を把握し、省エネルギー機器及び設備の導入を検討し、省エネルギーにつながる改修計画を作成する。</p> <p>物品の購入契約等に当たっては、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法（平成12年法律第100号））やリサイクル促進法に基づく環境物品等の調達・工事の推進を図る。</p>
--	--	--